



「はたらきたいけど誰に聞こう？」
「どんな支援を受けられるのかな？」
そう思った時にご覧ください。

発達障害者 就労支援 ガイド BOOK



「自信をもって、気持ちよくはたらきたい」 そんな思いをかなえるために。

誰もが、「自信をもって、気持ちよくはたらきたい」と考えるのは当たり前のことです。

しかしながら、世の中には、自分自身の不得手な部分に気づき、または気づかないまま、「生きにくさ」を感じている人がいます。

また、職場の仲間とうまく関係を築くことが出来なかったり、職場で求められることへの対応が難しかったりして、自信をなくしたり、周囲とトラブルになって、“はたらくこと”につらさを感じてしまっている人がいます。

ひとりで発達障害といっても、その特性はさまざまです。本人も周りの人も、お互いにわかりにくさを感じているかもしれません。

けれども、本人や家族、周囲の方々が理解を深めようと工夫し、ひとりひとりにあったやり方を見つけ、適した方法で支援を行うことにより、得意な点を伸ばし、不得意な点をカバーすることができ、もっている本来の力をしっかりと発揮できるようになります。

「まず、どこに相談すればいいの？」

「どんな支援をしてもらえるの？」

このガイドブックでは、これまで各就労支援機関に寄せられた、そんなご相談に対してのアドバイスを物語風にまとめています。ぜひ、自分自身やご家族の現状と重ねながら、読み進めていただければと思います。



フローチャートから見る就労への道すじ 04



A君の物語 17歳 高校生
～発達障害ではないかと思った時、どうする?～ 06



Bさんの物語 24歳 大学新卒
～何から始めたら良いかと迷った時、どうする?～ 07



Cさんの物語 30歳 無職
～就労と生活で困った時、どうする?～ 08

1 相談	09
2 医療機関への受診	10
3 障害者手帳	11
4 就労準備	12
5 就労相談	12
6 就労支援	13
7 職業訓練	13
8 就労	14
9 定着支援	15
参考：雇用者への支援	15
10 障害福祉サービス	16
参考：相談電話のかけ方	18
参考：各機関住所録	20

◎A君、Bさん、Cさんは、あくまでも架空事例です 実際に特定される人物ではありません。
◎掲載内容は、平成30年3月現在のものです 今後、制度改正等により変更となる場合があります。

フローチャートから見る 気づきから就労への道すじ

自分にあった
仕事・会社を見つけよう!

① 情報を得る・相談をする

i 相談 P.09



発達障害者支援センター等の専門機関に相談することができます。

「自分は発達障害かもしれない」と思ったら、発達障害者支援センター等の専門機関に相談することができます。気になっていること、困っていることを相談しましょう。身近な相談機関を紹介してもらえます。

ii 医療機関への受診 P.10



医療機関へ受診をして診断やアドバイスを受けられます。

精神科やメンタルクリニックを受診します。受診までに数か月かかることもあります。今までの生活のこと、小さい頃からの記録を持っていくと、診察の参考になりますので、準備をしましょう。

iii 障害者手帳 P.11



いろいろな制度の活用を考えたら、障害者手帳の取得を検討しましょう。

障害者手帳はお住まいの地域の福祉課で申請が行えます。取得できる手帳の種類は人によって違います。受診している医療機関に相談してから申請をしていくと良いでしょう。

iv 職業訓練 P.13



仕事の技能のほか社会人としてのルールやマナーも身につけます。

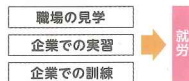
就労に向けて、職業訓練を受けることも出来ます。仕事の技能身に付けることはもちろん、社会人としてのマナーやルールを学ぶことも大切です。

③ 就労先を見つけて定着を目指す

i 就労 P.14



自分にあった仕事を探そう!
就労のスタイルは1つではありません。自分の特性を知り、一般雇用で働くか、障害者雇用枠で働くか自分に合った仕事の仕方を検討しましょう。支援機関も一緒に考えてくれます。



ii 定着支援 P.15



継続して就労するために定着に向けたサポートを受けましょう。

仕事に就いてからも、支援機関の支援を受けることが出来ます。長く続けていくためには、どんな支援が必要か支援機関と相談していくと良いでしょう。自分が利用できる制度を知っておくだけで、安心にもつながります。

iii 障害福祉サービス P.16



生活の中で活用できる制度もあります。

家庭での生活を安心して暮らすことも大切です。障害者手帳を取得すると受けられる援助と、障害福祉制度の中で受けられる福祉サービス等があります。身近な相談機関へ相談をしながら、活用について検討をしましょう。

ここがポイント!

発達障害のある人の働き方は、さまざまです。働き方により、受けられる支援が異なります。

●障害を伝えずに働く →職場での特別な配慮は難しい	一般就労	通常の雇用
●障害を伝えて働く →障害者手帳の取得等 (障害者雇用の算定対象) →職場で特別な配慮を受けることができる	障害者就労	障害者雇用 (特例子会社を含む)
●一般企業での就労が困難な場合、障害に配慮した職場や支援を受けながら働く →障害福祉サービス(訓練等給付)としての支援を受ける	福祉的就労	雇用型 就労継続支援A型 非雇用型 就労継続支援B型

ここでは、就労までの道すじフローチャートによって示しています。ただし、すべての人に、このまま当てはまるわけではありません。途中からスタートする人もいれば、間のステップを飛ばす人もいられるでしょう。ここではおおよその流れをつかんでいただき、就労までの道筋をイメージしていただければと思います。

② 就労に向けて準備する

i 就労準備 P.12



仕事に向け、規則正しい生活を心がけましょう。また、生活スキルを見直しましょう。

就労したいと焦っているかもしれませんが、身の回りの整理や整頓、規則正しい生活ができていますでしょうか。じっくり準備しましょう。

ii 就労相談 P.12



じっくり相談して自分にあった就労について話し合しましょう。

「どんな仕事が自分にはむいてなのか」、相談しながら見つけていくことが出来ます。やりたいことや自分の得手・不得手がまだわからなくても相談や、職場体験で気づくこともあります。

iii 就労支援 P.13



自分にあった就労のスタイルを考え、支援機関を活用しましょう。

安心して働ける環境を支援機関と相談して探しましょう。見学、実習等の制度を活用しながら、実際の現場体験を通じて職場を知ることも行えます。焦らずに見て、聞いて、体験することも検討しましょう。

就労を成功させるコツ

就労を成功させるために大切なことは、自分にあった仕事や職場を見つけることです(ジョブマッチング)。遠回りに感じるかもしれませんが、あわない仕事を長く続けることは大変です。就労を成功させるには、いろいろな要素があり、人によっても異なりますが、特に次の3つのことを意識するとよいでしょう。

- (1) 自分にあった仕事であること
 - 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、職業訓練機関などを利用して、自分にあった仕事を探しましょう。
 - 職業訓練を受けることは一つの方法ですが、自分にあった仕事かどうなるかをよく考えてから利用することが大切です。資格を取っても訓練をしても、そのような仕事につけるとは限りませんので、専門家によく相談し、納得した上で利用しましょう。
- (2) 一緒に働く職場の人が、自分のことを理解してくれること
- (3) 必要に応じて、自分を支援してくれる人がいたり、職場で配慮してもらえること
 - 職場で理解してもらい必要な支援をもらうため、ジョブコーチをおすすめします。

ケース1

A君の物語

～発達障害ではないかと思った時、どうする?～

「どうしてこんなこともできないのだろう?」と本人が感じた時。親や周囲の人から「相談に行くのも、ひとつの手だよ」といわれた時。『相談』することが、安心につながっていきます。



A君のプロフィール
(17歳 高校生) 普通高校に通う高校2年生。学力は平均的ですが、小さい頃から人づきあいが苦手です。集団生活でも行動が遅れがちであり、困ることも多くあります。「自分はみんなと少しちがう」のではないかと悩んでいます。

A君は高校2年生になり、高校卒業後は就職をしようと考え、職場実習をしました。いざ実習をしてみると、職場で指示されたことは行えましたが、指示がないとその場で立ったままいるため、職場の人から注意を受けてしまいました。職場からの評価もあまりよくありませんでした。一緒に行ったクラスメイトはテキパキ動けており、「なぜ自分は周りの人と同じように動けないのだろう」と悩むようになりました。テレビで見た“発達障害”の特性が自分にあるのではないかと思うようになりました。

A君は両親にそのことを相談しました。両親も小さいころからA君の発達の様子については心配をしていました。その後、高校の先生からは発達障害者支援センターへの相談を勧められました。

①発達障害者支援センターへの相談

A君と両親は発達障害者支援センターに相談に行きました。そこで今までの生活のこと、自分が困っていることを聞いてもらいました。発達障害者支援センターからは、近くの発達障害者支援コーディネーターを紹介してもらいました。

②発達障害者支援コーディネーターへの相談

地元の発達障害者支援コーディネーターに相談に行きました。今後のことを具体的に話し合い、医療機関を受診することから始めることとなりました。医療機関への受診についての説明も受けました。

③医療機関への受診

医療機関へ受診をしました。診察や検査を行うために継続して通院しました。その後、医師からは自閉症スペクトラムがあると診断を受け、障害者手帳の取得や就労支援の活用を勧められました。

その後のA君



その後、卒業後の就職に向けて、障害者就業・生活支援センターにも入ってもらい学校で話し合いを行いました。職場の見学、実習を経て、現在は自動車工場に障害者雇用枠で就職が決まりました。

ケース2

Bさんの物語

～何から始めたら良いのか迷った時、どうする?～

何から始めたら良いのだろうか?そんな時、サポートしてくれる相談先や施設を活用した物語です。



Bさんのプロフィール
(24歳 大学新卒) 大学は卒業したものの、就職活動が上手くいかず、その後ひきこもりに。何から始めたら良いか迷っています。

Bさんは大学を卒業した24歳です。小さい頃から特定の仲の良い友達はいません。休み時間などもひとりで過ごすことがほとんどでした。大学4年生になり就職活動をしました。面接でうまく答えることができず、内定をとることができませんでした。大学を卒業後に、行くところがなく自宅に引きこもってしまいました。

両親が心配して精神科への受診を勧め、そこで自閉症スペクトラムの診断を受けました。診断を受けてからは少しずつ、自分のこと、今後のことを考えるようになり、家以外の場所へ出ていく気持ちが出てきました。ただ、何からはじめて良いかわからず困っていました。そこで、精神科の医療ソーシャルワーカーに相談することになりました。

①精神科のソーシャルワーカーへの相談

通っている精神科の医療ソーシャルワーカーに相談しました。まず、院内の精神科デイケアを紹介されました。見学と体験を行い、少しずつ利用することとしました。

②精神科デイケアを利用

毎日通うことにBさん自身も自信がなかったため、少しずつ日数を増やしていきました。デイケアでは軽作業やレクリエーションに取り組みました。少しずつ参加できる日数も増えてきました。

③地域活動支援センターを利用

少しずつ地域での居場所を作るために、地域活動支援センターの利用を始めました。はじめは慣れるまで不安でしたが、通える日数も徐々に増えてきました。外での活動に自信がついてきてことで、次第に仕事についても考えられるようになりました。そこで次のステップを検討しました。

その後のBさん



今後の就労に関して、ひとりで活動を行うことに不安を感じたため、地域若者サポートステーションに相談に行きました。現在も、継続して相談を行っていて、今後職場体験を行うことになりました。

ケース3

Cさんの物語

～就労と生活で困った時、どうする?～

就労で上手くいかず、生活にも不安を感じるようになったら、どうすれば良いのか?自分に合った方法を相談しながらみつけていく物語です。



Cさんのプロフィール
(30歳 無職)

大学卒業後、一般企業に就職しましたが、仕事上のミスが続き退職をしました。今後の就労、生活を考えると不安を感じています。

Cさんは、大学卒業後、地元のメーカーに就職しました。しかし、大事な仕事の予定を忘れることや、大切な書類を置き忘れるミスを繰り返しました。ミスを減らすように努力しましたが、焦るほどミスを繰り返してしまいました。上司はCさんがミスを繰り返すことに対して厳しく注意しました。Cさんはミスを繰り返す自分に悩み、そのうち仕事を休みがちとなり、ついには退職してしまいました。

退職後、精神科クリニックを受診したところ、うつ症状があるため治療が必要なことと、ADHDの診断を受けました。現在は、貯金を取り崩して生活していますが、今後の生活に対して不安を感じています。何か就労に向けた支援や経済的な援助を受けられないか、相談したいと考えています。

① 市役所の福祉課への相談

生活の支援について市役所の福祉課へ相談に行きました。今までのこと、現在の生活の様子を話しました。市からは障害福祉の制度やサービスの説明を受けました。Cさんも具体的な活用をしようと思いました。そこで、市から地元の相談支援事業所を紹介されました。

② 最寄りの相談支援事業所に相談しました

相談支援事業所から詳しい説明を受け、障害者手帳の取得と、就労支援を活用することにしました。

③ 精神障害者保健福祉手帳の取得をしました

医療機関にも相談を行い、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療について診断書を作成してもらい、市役所で申請を行いました。その後、精神障害者保健福祉手帳を取得しました。

④ 障害者雇用による就労を目指して、見学、体験を行いました

障害者就業・生活支援センターにも繋がり、障害者雇用の職場見学、体験等を行いました。しかし、再就職に向けて準備をしてからのぞみたいとCさんは考え、就労移行支援事業所の利用を考えました。

まとめ

相談支援事業所と就労移行支援事業所の見学、体験を重ねました。その後、就労移行支援事業所の利用手続きを行いました。現在は電車通勤しながら就労移行支援事業所を利用して障害者雇用を目指しています。

① 相談 相談機関の特徴と紹介

現在の状況や困っていることなどを伝え、より相談を深めてくれる事業所や専門的な機関を紹介してもらおうと良いでしょう。



1. 発達障害者支援センター

発達障害者支援センター、発達障害者支援法に基づいて、静岡県と政令指定都市が設置、運営する機関です。年齢や知的障害の有無に関わらず、発達障害やその疑いのある方への専門的な相談、支援を行っています。

事業内容

● 相談支援・発達支援・就労支援

発達障害、またはその疑いのある方やご家族に対し、相談の中で、問題の整理、対応の検討、助言、情報提供などを行います。

● 機関コンサルテーション

● 普及・啓発

● 関係機関支援

2. 発達障害者支援コーディネーター

各地区において発達障害に特化した、より専門的な相談・支援を行っています。

事業内容

① 相談・支援にかかわる支援

ア) 相談支援…発達障害児者や家族等の療育、地域生活に関する相談にのります。

イ) 福祉サービスの調整…各種サービスの利用にかかわる援助、調整、その他必要な支援を行います。

ウ) 情報提供…発達障害児者のニーズに応じ、発達障害者支援センター及び福祉、教育、医療、雇用等の専門機関を紹介します。

② 地域に対する援助業務

ア) 地域の支援機関との連携

イ) 人材育成

ウ) 発達障害の理解・啓発

3. 相談支援事業所(障害福祉サービス)

地域で生活する障害のある方やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用や地域への移行・定着支援を行います。

相談窓口

指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者

事業内容

● 福祉サービスを利用するための情報提供、相談

● 社会資源を活用するための支援

● 社会生活力を高めるための支援

● ピアカウンセリング(注)

● 専門機関の紹介

● 計画相談支援

● 地域相談支援(地域移行・定着)

※内容は各市町によって異なりますので、確認した方が良いでしょう。

注：同じような課題を持つ者同士によって行われるカウンセリング。

対象者

障害のある方やその保護者など

② 医療機関への受診

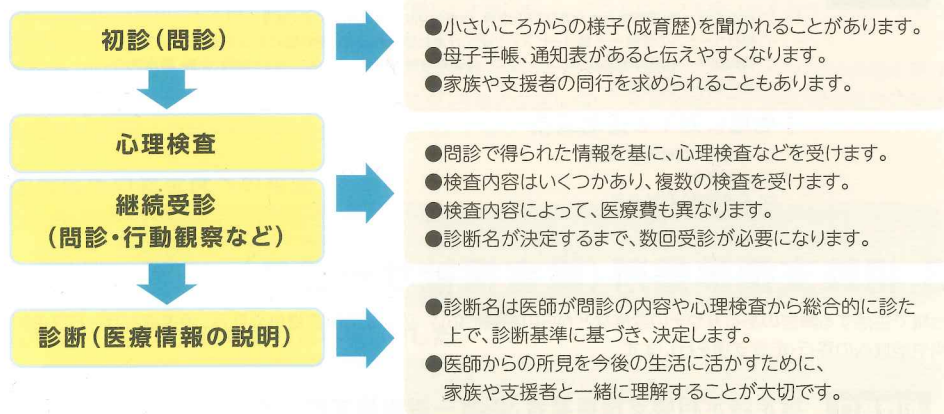
自分なりに一生懸命生活していても、学校生活や仕事場の中で「やる気がないのでは」「何度伝えても困らせる」など、周囲からの誤解を受ける人の中には、発達障害の特性により適切な行動ができないことや、どう振る舞えば良いのか思いつかない人がいます。自分の得意、不得意、自然に出来ていること、努力しても難しいことを知り、その背景にある自分の特性に気づくことで生活のしやすさにつながるがあります。発達障害について相談できる医療機関へ受診し、診断をうけることで、自分に合った生活の手立ての検討や、周囲のサポートにつながられます。



医療機関へ受診して診断を受ける事目的

- ①自分自身の特性について相談し、自分をよりよく理解するため。
- ②発達障害の特性のために難しいことを明らかにし、周囲の人たちの理解の助けとし、これからの生活の中でつまずきや失敗を予防し、精神的な苦痛や不適応状態を軽減するため。
- ③障害に配慮した支援を受けるべきか専門的知見から助言をもらうこと。また、情報を得るため。

受診から診断までの流れ



参考:医療機関を探すには?

下記は、静岡県で作成している医療機関を探すために役立つホームページですので活用しましょう。

- **医療ネットしずおか** 静岡県内の病院・診療所等に関する情報をインターネットを通じて、県民の皆さんに提供するシステムです。名称、所在地、診療科目などから、医療機関等や薬局を探すことができます。検索エンジンで「医療ネットしずおか」と検索してみてください。
URL: <https://www.qq.pref.shizuoka.jp/qq22/qqport/kenmintop/>
- **静岡県障害福祉課ホームページ** 静岡県障害福祉課では、発達障害の診療を行っていることを公表している県内の医療機関の一覧を紹介しています。
URL: <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-320/hattatu2017.htm>

③ 障害者手帳

障害者手帳とは、障害があることを認められた人が、自立や社会参加を促進することを目的とし、さまざまな福祉制度を活用するために必要な証明書の意味合いを持ちます。発達障害の方が取得できる障害者手帳の種類は「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の2種類があります。手帳の種類や等級に応じて、JRの運賃割引などの各種サービスを受けたり、障害者雇用で就労したりすることができます。



1. 発達障害のある方が取得できる手帳

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害のある方の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。精神障害者保健福祉手帳の申請は、市町の窓口で行い、知事の認定に基づいて交付されます。なお、精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級があります。

療育手帳

療育手帳の申請は、市町の窓口で実施しています。18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は知的障害者更生相談所で障害の程度等の判定を受け、その結果に基づき、知事から交付されます。なお、療育手帳の障害の等級には、A(重度)とB(その他)があります。静岡県では、発達障害のある方への支援として、平成18年11月1日から知能指数(IQ)が80以上89以下で、かつ発達障害の診断を受けた者に対して交付されるようになりました。

2. 障害者手帳で受けられる支援、サービス

障害者手帳を取得することで、受けられる福祉制度やサービスがあります。

- 税金の控除・免除
- 各種交通機関割引
- NHK受信料の減免
- 携帯電話料金の割引
- 特別支援学校への入学を希望するとき
- 障害者雇用での就労を希望するとき
- 就労に向けた支援を受けたいとき



4 就労準備

就労に向けてまず何をすべきか、障害の程度によって、あるいは目指す就労スタイルによって、異なってきます。就労に必要な、社会性や生活能力を身に付けていきましょう。



①精神科デイケア

社会復帰・社会参加を目指す精神科で治療をしている人に対して、日常生活のリズムを整えたり、仲間づくり、地域で生活したりするうえで、必要な技能を身に付けるためのさまざまなプログラム活動を行う、精神科通院医療の一つです。グループ活動を通じて人との関わり方を学ぶことや、生活リズムを整えることを目的としています。

②地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づいた施設です。地域で暮らす障害のある方に対して、日常生活上の相談や就労支援、センター内でのレクリエーション活動、地域住民とのふれあいなどを行っています。また、必要な社会資源の紹介や支援、病院からの退院や施設からの退所後の地域移行への援助など幅広い対応を目的としたサービスを提供しています。

③自立訓練(生活訓練)障害福祉サービス

病院からの退院や一人暮らしなど、地域での自立した生活を目指す障害のある方に対して、生活能力(家事、健康管理、金銭管理など)を向上させるための訓練を実施します。

5 就労相談

「具体的に何から始めればいいのか分からない。」そんな時は、まずハローワークに相談にいきましょう。専門的な知識をもつ担当者が、きめ細かく対応してくれます。



1.ハローワーク(公共職業安定所)

「職業紹介窓口」では、仕事の紹介をはじめ、「どんな仕事がいいのか決められない」「具体的な求職活動の仕方がわからない」など、就職に関するさまざまな相談に応じてくれます。障害のある方専門の相談窓口も用意され、障害の特性に応じた就職支援を実施しています。

2.地域若者サポートステーション

ニート・ひきこもり等の理由で就労に悩む若者やその家族の相談にのっています。関係機関と連携しながら、就労に向けての支援を行います。

事業内容 就労支援サポートによる個別相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などを実施。就労に向けてはもちろん、就労後の定着・ステップアップの支援も行っていきます。



6 就労支援

ひと口に就労支援といっても、さまざまな形があります。一人ひとりが置かれた状況やニーズに応じた支援を受けることにより、あなたにあった進路が見つかります。



1.障害者就業・生活支援センター

就職や継続的に働くことが困難な障害のある方に対して就業面と生活面の支援を一体的に実施。県内8か所に設置され 雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら障害のある方の就労を支援します。

支援内容

- ①就業支援 …… 就業に関する相談、就労訓練等のあっせん、就職活動の支援、職場定着に向けた支援等を行います。
- ②生活支援 …… 働く障害のある方の日常生活の自己管理に関する助言、生活設計に関する助言等を行います。

2.静岡障害者職業センター

障害のある方の職業自立のための職業相談から就職後の職場適応指導までの業務を専門的かつ総合的に行う機関です。



支援内容

ハローワーク(公共職業安定所)と連携し、職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、うつ病等による休職者を対象とした職場復帰支援(リワーク支援)など、障害のある方の就労に関しての支援・サービスを提供しています。

7 職業訓練

職業訓練を受けることにより、求職活動がスムーズになるだけでなく、就労後の不安を減らすことができます。実際の企業に出かけて行う訓練では、より実践的なトレーニングが可能です。



1.就労移行支援事業所(障害福祉サービス)(再掲)

企業等への就職を希望する障害のある方に対して、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練、求職活動に関する支援を行うほか、その特性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着の支援などを行います。

*お近くの事業所については、市町担当者にお問い合わせください。

2.テクノカレッジ

正式名称を静岡県立技術専門校といい、県が行う職業訓練の施設です。障害者委託訓練を紹介してくれます。身近な地域の企業、NPO、社会福祉法人、民間教育機関で訓練を実施している職場実習等を通じて、実践的な職業能力の習得を図り、就業を目指します。

3.あしたか職業訓練校

障害のある方を対象にした職業訓練を実施している施設です。施設内訓練(コンピュータ科、生産サービス科)では就労に必要な知識・技能を習得し、企業等への就職を目指します。

訓練内容

- コンピュータ科 …… 文書作成、表計算、簿記会計、各種ビジネスソフト等
- 生産・サービス …… 機械操作コース:工作機械操作、測定作業等
加工組立コース:電子電機部品加工、組立等
流通・環境コース:販売バックヤード、清掃、縫製等

8 就労

就労先の違いによって、働き方や賃金などの条件が変わってきます。それぞれの特徴と、自分がやりたいこと・できることを見きわめて、自分のペースで働ける環境を見つけましょう。



私たちの地域における企業の例を紹介します。

1. 一般就労(通常雇用)

遠州鉄道株式会社

事業所の説明 遠州鉄道は、運輸事業を中心に培われてきた信頼を基に不動産、保険代理業、介護事業を営み、さらに遠鉄グループとして多角化を進め、地域の皆様の生活に密着した「総合生活産業」として事業を展開しています。また、遠鉄グループでは、障がい者雇用の推進を目的に、「遠鉄グループ合同会社説明会」や「就労移行施設見学会」の開催、職場実習の受入などを積極的に取り組みグループ14社で130名の方が活躍されています。

仕事内容 遠州鉄道の業務サポートプロジェクトは、浜松駅前の本社12階人事部内において現在18名のメンバーが、事務の軽作業として、DM封入、データ入力、名刺作成や鉄道沿線の駐輪場清掃を担当し、業務の効率化や事務手続きの軽減など各部署における業務のサポートを行っています。



2. 一般就労(特例子会社)

ヤマハモーター MIRAI株式会社

事業所の説明 輸送機器メーカー ヤマハ発動機株式会社100%出資の子会社 ヤマハモーターMIRAI 株式会社は、平成28年4月に操業を開始し、同年5月に特例子会社の認定を受けました。社員が活き活きと働き、社会に誇れる会社を目指しています。多くの障がいのある方々が個々の能力を発揮できる職場を確保することで雇用促進に努めるとともに、社員それぞれの能力開発を進め、「社会的自立の場」を提供しています。社員が仕事を通じて社会とつながり、社会の役にたち、自分の未来を自分で描き、自分の手でつかむ。ともに創る未来(MIRAI)を描きながら、かかわるすべての人が手を取り合えるような企業を目指します。

仕事内容 平成28年4月操業時より、ヤマハ発動機株式会社敷地内の清掃業務とヤマハ発動機製品(バイク・スクーターや船外機、スノーモビルなど)の補修部品の包装業務を行っています。翌年にはヤマハ発動機株式会社のオートバイ工場でのライン業務、ヤマハ発動機社員の健診問診票の仕分けやPDF、シュレッダー等の事務業務へと職域を拡大し、30年にはさらに拡げていく予定です。社員はヤマハ発動機株式会社グループの活動に携わりながら、それぞれの業務のプロを目指し、今日も活き活きと働いています。



9 定着支援

就労の継続には就労支援機関の支援がとても大切です。定着に向けたサポートを受け、安心して働ける環境を整備しましょう。



1. 障害者就業・生活支援センター(再掲)

支援内容 P.13にて相談の窓口としてご紹介した「障害者就業・生活支援センター」では、職場定着に向けた支援等、就業全般を支援します。

2. 静岡障害者職業センター(再掲)

支援内容 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職に向けての相談、職業能力等の評価、職場適応のための援助(ジョブコーチ支援)、うつ病等による休職者の職場復帰支援(リワーク支援)等、個々の障害状況に応じた継続的な支援を実施します。

3. ジョブコーチの派遣

支援内容 障害のある方への支援として、仕事に適應する(作業能率を上げる、作業ミスを減らす)ための支援、人間関係・職場のコミュニケーションや基本的労働習慣に関する支援、通勤に関する支援などを実施します。事業主への支援として、障害を適切に理解し配慮するための支援、仕事の内容や指導方法を改善するための助言、提案等を行います。そのほか、家族への支援も実施していきます。

参考:雇用者への支援

1. 障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)

雇用者に向けた支援を受けている事業者は、障害のある方への理解が深く、就労しやすい環境にあります。利用していないようなら、このような制度があることを伝えるのもよいでしょう。

2. 短時間トライアル雇用奨励金

精神障害のある方等について、雇い入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3ヶ月以上12ヶ月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行運用を行う事業者に対し、助成されます。精神障害のある方等1人につき、月2万円の奨励金が支払われます。

3. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

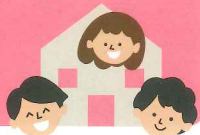
ハローワーク等の紹介により、手帳を所持していない発達障害のある方を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、大企業は1年間50万円、中小企業は1年6ヶ月で135万円が支給されます。

4. 障害者職場定着支援奨励金

障害のある方の職場適応、職場定着を図るため、障害のある方を雇い入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業者に対して奨励金が支給されます。短時間労働者以外の場合、2年間(精神障害のある方の場合3年)、大企業は月3万円、中小企業は月4万円が支給されます。

10 障害福祉サービス

発達障害がある成人が対象になるサービスを紹介します。お住まいの自治体によって制度の有無や、支給対象になる手帳・等級が異なることがあります。詳しくは市区町の障害福祉課などにお問合せください。



1. 障害福祉サービスを知るために

市区町の障害福祉課

様々な問題について、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。市町が委託した相談支援事業所もありますので、市町の障害福祉課などで紹介してもらいましょう。

2. サービス利用までの流れ

市区町障害福祉課に相談

障害福祉サービスは利用者が利用する事業所を選択することができます。



サービス利用申請

利用する事業所が決まったら障害福祉課などの市区町の窓口を利用を希望する旨を伝えます。

サービス等利用計画書の作成

- 利用決定にはサービス等利用計画が必要になりますので計画相談事業所で作成します。
- 希望者は本人や家族がセルフプランを作成することもできます。



計画相談

計画相談支援では障害のある方がどんな形で障害福祉サービスを利用すればよいかを相談することができます。担当者が本人や家族から面談で聞き取りをしてサービス等利用計画を作成します。利用開始後は定期的に本人と面談してモニタリングを行い、必要があれば利用計画の見直し・修正をします。計画相談支援は無料で利用できます。

支給決定

市区町で認定調査や審査会を経て支給決定されます。

受給者証の発行

支給決定されると、障害福祉サービス受給者証が発行されます。

利用

受給者証が手に入ったら、事業所と利用契約を行い、サービスの利用を開始します。



3. 主な就労系福祉サービス

就労移行支援 (障害福祉サービス)

企業等への就職を希望する障害のある方に対して、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練、求職活動に関する支援を行うほか、その特性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着の支援などを行います。

*お近くの事業所については、市町担当者にお問い合わせください。

就労継続支援 (障害福祉サービス)

障害福祉サービス事業所の支援を受けながら、一般企業等で働くことが困難な障害のある方に就労の機会を提供するとともに、生産活動などを通じて知識や能力の向上に必要な訓練を実施するものです。障害者総合支援法における就労継続支援事業のA型とB型が該当します。

●雇用型(就労継続支援A型事業所)

一般企業等で働くことが困難な人に、労働契約を結んで就労の機会を提供するもの。

●非雇用型(就労継続支援B型事業所)

労働契約を結ぶことが困難な人に、非雇用型の就労の機会を提供するもの。

就労移行支援事業所で、どのような働き方が適切か評価してもらう必要がある。

*お近くの事業所については、市町担当課にお問い合わせください。

4. その他の支援、手当など

① 医療費の支援

自立支援医療(精神通院医療)

登録をした精神科の医療機関に受診をした時や薬局の窓口で受給者証を提示すると、医療費の健康保険自己負担が3割から原則1割負担になります。自己負担分も収入によって全額もしくは一部免除になります。市区町の窓口で申請書と診断書を提出します。1年ごとに更新があり再申請が必要です。

② 障害年金

障害があり生活や仕事に制限がある65歳以下の人も含めて年金を受け取ることができる制度です。年金を受給するためには、医療機関に受診をし、診断を受け、診断書を作成してもらう必要があります。申請が複雑で認定を受けるのが難しいため、スムーズに障害認定を受けるには申請に詳しい社労士や行政書士に相談するのも1つの方法です。ただし、申請しても必ずしも年金の受給ができないこともあるため、医療機関、相談機関によく相談してから申請をしましょう。

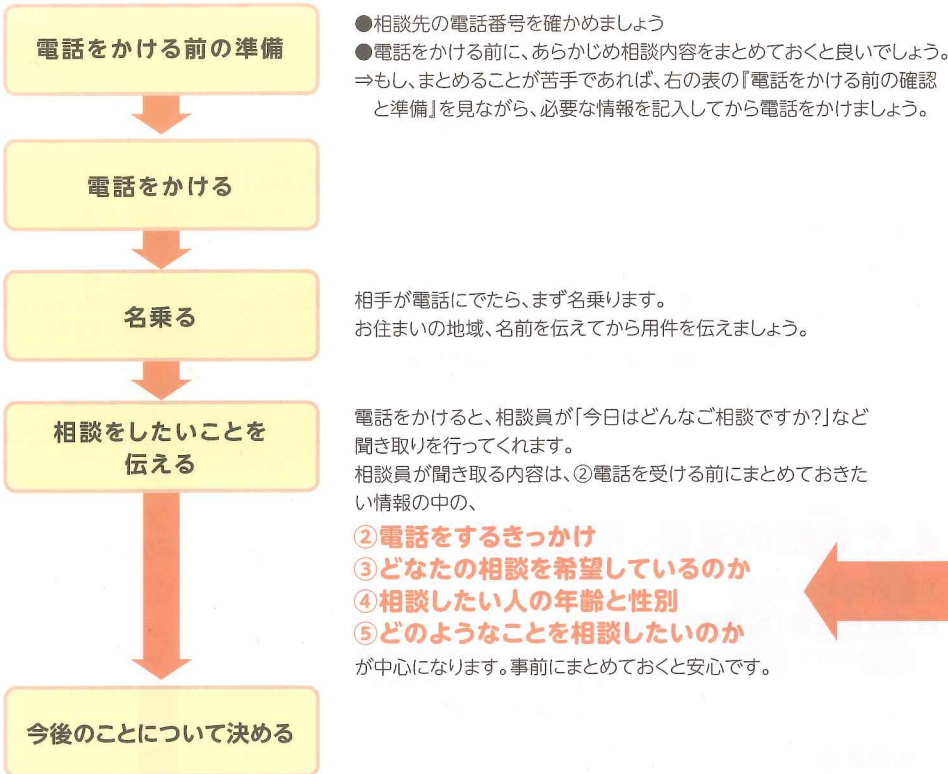
● **障害基礎年金** … 国民年金に加入している障害のある方で、初診から1年6ヶ月が経過し、未納期間が一定以下の人に障害基礎年金が支給されます。障害の重さにより1級と2級に分かれていて、支給額が異なります。市区町の窓口もしくは年金事務所でも申請します。

● **障害厚生年金** … 国民年金ではなく厚生年金に加入している場合の年金です。障害の重さによって1級から3級に分かれています。勤続年数や収入により支給額が計算されます。1・2級の人は障害基礎年金も合わせて受給できます。市区町の窓口もしくは年金事務所でも申請します。

● **障害手当金(一時金)** … 厚生年金に加入している障害のある方の中で、障害厚生年金の受給基準より障害の軽い人も、認定されれば一時金が支給されます。勤続年数や収入により支給額が計算されます。年金事務所でも申請します。



1. 電話での相談の流れ



今後どうしていくのかを相談しましょう。

_____に決まったこと、教えてもらった情報を記入して忘れないようにしましょう。

●相談機関が検討して返事してくれることになった (____月 ____日くらいに返事がある)

●直接会って相談をすることになった場合 日時(____月 ____日 ____時から)
場所(_____)

(メモ) _____

電話をかける前の確認と準備

確認

(電話をする時に行うこと)

①お住まいの地域を伝えましょう。

- ⇒ ●住んでいる市町名を伝えましょう。
「〇〇市に住んでいる者ですが、相談したいことがあってお電話しました。」と伝えましょう。
●もし伝えたくなければ、「住んでいるところはまだ伝えられませんが相談をしてもよろしいでしょうか。」と聞きましょう。

②「電話をするきっかけ」を伝えましょう。

- ⇒ ●自分で調べて電話をかけた場合は、「自分で〇〇を調べて電話をかけました。」と伝えましょう。
●人からの紹介で電話をかけた場合は「〇〇から紹介されて電話をしました。」と伝えましょう。

③どなたの相談を希望しているのか伝えましょう。

- ⇒ ●自分のことで相談した場合は「自分のことについて相談したいです。」と伝えましょう。
●自分以外の人のことで相談した場合は「〇〇のことで相談したいです。」と伝えましょう。

④相談したい人の年齢と性別を教えてください。

- ⇒ もし伝えたくない場合は「まだ、年齢と性別は教えられません。」と相手に伝えましょう。

⑤「どのようなことを相談したいのか」を伝えましょう。

(相談の内容の例)

■発達障害のことを相談したい。

- ・「自分は発達障害ではないかと思う。」
- ・「知り合いから発達障害ではないかと言われた。」
- ・「診断できる医療機関を教えてください。」
- ・「相談や受診をしたほうがよいか迷っている、どうしたら良いか。」
- ・「自分の特性について整理したい。」

■生活や、仕事の悩み

- ・「自分に合った職場が見つからない。」
- ・「職場で他の利用者とトラブルになってしまい、人間関係で悩んでいる。」
- ・「仕事がなかなか覚えられない。」
- ・「日中通う場所がなく、どう過ごせばよいか困っている。」

準備

(あなたの情報をまとめましょう)

住んでいる地域はどこですか。
(住んでいる市町名)

きっかけは

〈自分で調べた〉

- ①何で調べた
インターネット、ポスター、パンフレット、テレビ
その他

〈他からの紹介〉

- ①いつごろ()
②誰から()

今回の相談は

- ・自分の相談をしたい
- ・他の人の相談をしたい

- ① 家族 (子ども 兄弟 親戚) ② 知り合い

年齢(____ 歳)

性別(男)(女)

相談したいことは

①何を相談したい

②なぜ相談することになったのか
(悩んでいることや、きっかけになった出来事)

参考 各機関の連絡先と住所

1 相談

1. 発達障害者支援センター

事業所の紹介

名称	所在地	TEL	所管区域
静岡県発達障害者支援センターあいら	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎別館3階	054-286-9038	下田市、東伊豆町、河津町 南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市、沼津市 三島市、裾野市、御殿場市 伊豆市、伊豆の国市、函南町 清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市、焼津市 藤枝市、島田市、牧之原市 吉田町、川根本町、御前崎市 菊川市、掛川市、袋井市 磐田市、森町、湖西市
静岡市発達障害者支援センターきらり	〒422-8006 静岡市駿河区曲金5-3-30	054-285-1124	静岡市
浜松市発達相談支援センタールピロ	〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1 ザザンティ浜松 中央館5階	053-459-2721	浜松市

2. 発達障害者支援コーディネーター

事業所の紹介

名称	所在地	TEL	所管区域
(福)県済生会 医療型障害児入所施設・療養介護事業所 伊豆医療福祉センター	〒410-2122 伊豆の国市寺家202	055-949-1165	下田市、東伊豆町、河津町 南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市、沼津市 三島市、裾野市、伊豆市 伊豆の国市、函南町、清水町 長泉町、御殿場市、小山町 富士市、富士宮市
(福)輝望会 相談支援事業所 なのはな相談室	〒410-2133 伊豆の国市葦山多田610-1	055-944-6831	
(福)富岳会 障害児者サポートセンター ふがく	〒412-0034 御殿場市大坂168-4	0550-87-0259	
(福)焼津福祉会 生活支援センター わおん	〒425-0045 焼津市祢宜島345-1	054-624-3077	志太榛原
東遠学園組合 東遠地区生活支援センター	〒439-0037 菊川市西方4345-2	0537-37-3995	西部

2 就労相談

1. ハローワーク(公共職業安定所)

事業所の紹介

名称	所在地	TEL
ハローワーク下田	下田市 4-5-26	0558-22-0288
ハローワーク三島	三島市文教町1-3-112 (三島労働総合庁舎1階)	055-916-7306
ハローワーク伊東	伊東市大原1-5-15	0557-37-2605
ハローワーク沼津	沼津市市場町9-1 (沼津合同庁舎1階)	055-918-3713
ハローワーク御殿場	御殿場市轟字水道1111	0550-82-0540
ハローワーク富士	富士市南町1-4	0545-51-2151
ハローワーク富士宮	富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128
ハローワーク清水	静岡市清水区松原町2-15	054-351-8606
ハローワーク静岡	静岡市駿河区西島235-1	054-238-8603
ハローワーク焼津	焼津市駅北1-6-22	054-687-0254
ハローワーク島田	島田市本通1 丁目4677-4 (島田労働総合庁舎1階)	0547-36-8609
ハローワーク榛原	牧之原市細江4138-1	0548-22-0148
ハローワーク掛川	掛川市金城71	0537-22-4185
ハローワーク磐田	磐田市見付3599-6	0538-32-6181
ハローワーク浜松	浜松市中区浅田町50-2	053-457-5158
ハローワーク細江	浜松市北区細江町広岡312-3	053-522-0165
ハローワーク浜北	浜松市浜北区沼269-1	053-584-2233

2. 地域若者サポートステーション

事業所の紹介

名称	所在地	TEL
しずおか東部若者サポートステーション	〒411-0855 三島市本町12-4 小林ビル2階	055-943-6641
静岡地域若者サポートステーション	〒424-0823 静岡市清水区島崎223 清水テルサ2階	054-351-7555
地域若者サポートステーションかけがわ	〒436-0030 掛川市杉谷南1-1-30 希望の丘中部ふくしあ1階	0537-61-0755
地域若者サポートステーションはままつ	〒430-0929 浜松市中区中央1-13-3 浜松市若者コミュニティプラザ内	053-453-8743

参考 各機関の連絡先と住所

3 就労支援

1. 障害者就業・生活支援センター

事業所の紹介

名称	所在地	TEL	所管区域
賀茂障害者就業・生活支援センター わ	〒415-0035 下田市東本郷1-7-21	0558-22-5715	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
障害者就業・生活支援センター おおむろ	〒413-0232 伊東市八幡野1259-21	0557-53-5501	熱海市、伊東市
障害者就業・生活支援センター ひまわり	〒410-0301 沼津市宮本5-2	055-923-7981	沼津市、御殿場市、裾野市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、小山町、長泉町、清水町、函南町
富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	〒417-0847 富士市比奈1481-2	0545-39-2702	富士市、富士宮市
障害者就業・生活支援センター さつき	〒421-1211 静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019	静岡市
障害者就業・生活支援センター ぼらんち	〒427-0011 島田市東町241	0547-36-8985	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
静岡中東通障害者就業・生活支援センター ラック	〒437-0062 袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826	袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
障害者就業・生活支援センター だんだん	〒433-8101 浜松市北区三幸町201-4	053-482-7227	浜松市、湖西市

2. 静岡障害者職業センター

事業所の紹介

名称	所在地	TEL
静岡障害者職業センター	〒420-8851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-652-3322

3. テクノカレッジ

事業所の紹介

名称	所在地	TEL
沼津テクノカレッジ	〒410-0022 沼津市大岡4044-24	055-925-1071
清水テクノカレッジ	〒424-0881 静岡市清水区楠160	054-345-2032
浜松テクノカレッジ	〒435-0056 浜松市東区小池町2444-1	053-462-5600

4. あしたか職業訓練校

事業所の紹介

名称	所在地	TEL
静岡県立あしたか職業訓練校	〒410-0301 沼津市宮本5-2	055-924-4380

市町の窓口

名称	担当課	所在地	TEL
下田市	福祉事務所	〒415-8501 下田市東本郷1-5-18	0558-22-2216
南伊豆町	健康福祉課	〒415-0392 南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6233
東伊豆町	住民福祉課	〒413-0411 東伊豆町稲取3354	0557-95-6204
河津町	保健福祉課	〒413-0595 河津町田中212-2	0558-34-1937
松崎町	健康福祉課	〒410-3696 松崎町宮内301-1	0558-42-3966
西伊豆町	健康福祉課	〒410-3514 西伊豆町仁科401-1	0558-52-1961
熱海市	社会福祉課	〒413-8550 熱海市中央町1-1	0557-86-6335
伊東市	社会福祉課	〒414-8555 伊東市大原 2-1-1	0557-32-1532
沼津市	障害福祉課	〒410-8601 沼津市御幸町16-1	055-934-4829
三島市	障がい福祉課	〒411-8666 三島市北田町4-47	055-983-2612
御殿場市	社会福祉課	〒412-0042 御殿場市萩原483	0550-82-4238
裾野市	障がい福祉課	〒410-1192 裾野市佐野 1059	055-995-1820
伊豆市	社会福祉課	〒410-2413 伊豆市小立野 38-2	0558-72-9863
伊豆の国市	障がい福祉課	〒410-2396 伊豆の国市田京299-6	0558-76-8007
函南町	福祉課	〒419-0192 函南町平井717-13	055-979-8127
清水町	健康福祉課	〒411-8650 清水町堂庭210-1	055-981-8204
長泉町	福祉保険課	〒411-8668 長泉町中土狩828	055-989-5512
小山町	住民福祉課	〒410-1395 小山町藤曲57-2	0550-76-6661
富士宮市	障がい療育支援課	〒418-8601 富士宮市弓沢町150	0544-22-1145
富士市	障害福祉課	〒417-8601 富士市永田町1-100	0545-55-2911
静岡市	障害者福祉課	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1197
島田市	福祉課	〒427-8501 島田市中央町1-1	0547-36-7154
焼津市	地域福祉課	〒425-8502 焼津市本町5-6-1	054-626-1127
藤枝市	自立支援課	〒426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1	054-643-3149
牧之原市	社会福祉課	〒421-0422 牧之原市静波1024-3	0548-23-0072
吉田町	福祉課	〒421-0395 吉田町住吉 87	0548-33-2104
川根本町	健康福祉課	〒428-0313 川根本町上長尾627	0547-56-2224
磐田市	福祉課	〒438-0077 磐田市国府台57-7	0538-37-4919
掛川市	福祉課	〒436-8650 掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1139
袋井市	しあわせ推進課	〒437-8666 袋井市新屋1-1-1	0538-44-3114
御前崎市	福祉課	〒437-1692 御前崎市池新田5585	0537-85-1121
菊川市	福祉課	〒439-0019 菊川市半済 1865	0537-37-1252
森町	保健福祉課	〒437-0215 森町森 50-1	0538-85-1800
浜松市	障害保健福祉課	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2	053-457-2034
湖西市	地域福祉課	〒431-0492 湖西市吉美 3268	053-576-4532